

令和4年第1回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和4年3月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	3
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
議案第 4 号	町道路線の認定について	7
議案第 5 号	令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 6 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 9 号	令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 0 号	令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 3 年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 3 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 6 号	第 2 次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について	8
議案第 1 7 号	四万十町中期財政計画の策定について	9
議案第 1 8 号	第 2 次四万十町環境基本計画の策定について	10
議案第 1 9 号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	11
議案第 2 0 号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	12
議案第 2 1 号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	13
議案第 2 2 号	四万十町コワーキングスペース条例について	14
議案第 2 3 号	四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	18
議案第 2 4 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 2 5 号	四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	21

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 6 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第 2 7 号	四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について	24
議案第 2 8 号	四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について	25
議案第 2 9 号	四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について	28
議案第 3 0 号	中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について	29
議案第 3 1 号	令和 4 年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第 3 2 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 3 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 3 5 号	令和 4 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 3 6 号	令和 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 3 7 号	令和 4 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 8 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 3 9 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第 4 0 号	令和 4 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第 4 1 号	令和 4 年度四万十町下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 4 2 号	令和 4 年度四万十町水道事業会計予算	別冊

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

専決第 2 号

専 決 処 分 書

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 1 4 日

四万十町長 中尾 博憲

1 工事名

令和 2 年度 農整 第 6 号 興津排水機場除塵機・ゲート設備工事

2 契約の相手方

高知市南ノ丸町 1 2 番地 1 6

紀和工業株式会社

代表取締役 安宅 正雄

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	1 3 2, 6 6 0, 0 0 0 円	1 3 3, 5 7 3, 0 0 0 円

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

専決第4号

専 決 処 分 書

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年2月22日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 工事名
四万十町音声告知放送システム再構築工事
- 2 契約の相手方
吾川郡いの町枝川675番地1
四電エンジニアリング株式会社高知支店
支店長 松本 弘

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	478,122,700円	477,529,910円

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年2月21日

四万十町長 中尾 博憲

- | | |
|---------|---|
| 1 相手方 | 四万十町 
 |
| 2 事故の概要 | 令和3年6月27日、町道嶋戸線で落石が発生し、家屋の外壁が損傷したもの |
| 3 損害賠償額 | 159,350円 |

議案第 4 号

町道路線の認定について

下記のとおり町道路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備 考
		終 点	
7 1 1	上秋丸集会所線	上秋丸字坂本 5 5 1 番 4	
		上秋丸字黒バナ 4 4 7 番 4	
7 1 2	桧生原ヲウコエ線	桧生原字ヲウコエ 2 9 3 番 1	
		桧生原字天神ノ奈路 5 9 2 番 9	

議案第 16 号

第 2 次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について

第 2 次四万十町総合振興計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 17 号

四万十町中期財政計画の策定について

第 2 次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定に伴い、四万十町中期財政計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 18 号

第 2 次四万十町環境基本計画の策定について

第 2 次四万十町環境基本計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 19 号

高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合を脱退させ、これに伴い高知県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

高知県市町村総合事務組合規約（高知県指令 16 高市振第 1983 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 一部事務組合の項中「津野山広域事務組合」及び「幡多中央環境施設組合」を削る。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「、津野山広域事務組合」及び「幡多中央環境施設組合、」を削る。

別表第 3 の 1 の項中「、津野山広域事務組合」及び「、幡多中央環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う
財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分については、高幡東部清掃組合に帰属させる。

議案第 2 1 号

高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う
財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分については、高知県市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出した額を還付する。

議案第 22 号

四万十町コワーキングスペース条例について

四万十町コワーキングスペース条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町コワーキングスペース条例

(設置)

第 1 条 情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するとともに、町内外の事業者等の交流による新たな経済活動の創出及び育成を図り、もって地域の活性化に資するため、四万十町コワーキングスペース（以下「コワーキングスペース」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 コワーキングスペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町コワーキングスペース	四万十町本町 442 番地 7

(使用の許可)

第 3 条 コワーキングスペースを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、コワーキングスペースの管理上必要があると認めるときは、使用の許可に条件を付することができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) コワーキングスペースの施設、附帯設備等（以下「施設等」という。）に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他コワーキングスペースの管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第 4 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(施設等の変更等の禁止)

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料)

第6条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（この額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内において、町長が規則で定める額とする。

(使用料の減免)

第7条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) コワーキングスペースを使用できないことについて使用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(2) 使用者がコワーキングスペースを使用する日前の規則で定める日までに、当該使用の取消し又は当該使用許可の内容の変更（使用料を減ずることとなる変更に限る。）の申出をしたとき。

(3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第4条の規定により使用を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設等に損害を与えたときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 コワーキングスペースの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合は、町長は、指定管理者に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) コワーキングスペースの使用の許可に関すること。
- (2) コワーキングスペースの利用料金の収受に関すること。
- (3) コワーキングスペースの使用の取消し、停止又は制限に関すること。
- (4) その他コワーキングスペースの管理に関し町長が必要と認めること。

3 第1項の規定によりコワーキングスペースの管理を指定管理者に行わせる場合の第3条から前条までの規定の適用については、第3条から第5条まで並びに第7条及び第8条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条まで（見出しを含む。）の規程中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条第2項中「町長が規則で定める額」とあるのは「あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う特例）

第12条 町長は、法第244条の2第11項及び四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第9条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、必要な限度において、自らコワーキングスペースの管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、コワーキングスペースの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

施設区分		使用単位	基準額
オフィススペース	4人用	1区画1月	35,000円
	2人用	1区画1月	28,000円
ワークスペース		1人1時間	200円
		1人1月	10,000円
		貸切り	2時間まで 3,000円 超過1時間ごと 1,000円
個室ブース		1室1時間	100円

備考

1 オフィススペースの使用期間に1月に満たない日数があるときは、日割り計算とする。

- 2 オフィススペースの利用者又は 18 歳以下の者がワークスペースを利用する場合（貸切りの場合を除く。）の基準額は、無料とする。
- 3 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げる。
- 4 個室ブースの利用は、ワークスペースの利用者に限るものとする。
- 5 ワークスペースの貸切り利用者が個室ブースを利用する場合の基準額は、無料とする。

議案第 23 号

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例

四万十町個人情報保護条例（平成18年四万十町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第12条を次のように改める。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第5条第1項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- （1） 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- （2） 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認

の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 25 号

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年四万十町条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体であつて、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもののうち、規則で定めるもののとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

第9条の見出し中「法人」を「株式会社」に改め、同条中「又は有限会社（」を「（」に改め、「、株式会社又は有限会社のうち」を削り、「もので規則で定めるもの」を「株式会社」に改める。

第14条中「第37条第1項」を「第39条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 26 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年四万十町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5） 看護業務待機手当

（6） 診療等緊急業務手当

第 4 条第 1 項中「診療所」の次に「（以下「大正診療所」という。）」を加え、「及び」を「（以下「窪川荘」という。）又は」に改め、「四万十荘」の次に「（以下「四万十荘」という。）」を加える。

第 4 条の 2 第 1 項中「四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘」を「窪川荘又は四万十荘」に改める。

第 5 条第 1 項中「健康福祉課及び国民健康保険十和診療所に勤務する医師、並びに国民健康保険大正診療所に勤務する医師で高知県地域医療診療施設等勤務医師修学資金貸与規則（平成18年高知県国保連合会規則第 3 号）第 2 条における貸与を受けた医師（同規則第 9 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。）」を「四万十町国民健康保険十和診療所（以下「十和診療所」という。）又は大正診療所に勤務する医師」に改める。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（看護業務待機手当）

第 6 条 看護業務待機手当は、窪川荘又は四万十荘に勤務する看護師が正規の勤務時間外において緊急の呼出しに対応するため自宅待機を命ぜられたときに支給する。ただし、第 4 条に規定する夜間看護業務手当が支給される場合は、この限りでない。

2 看護業務待機手当の額は、待機 1 回につき 1,500 円とする。

(診療等緊急業務手当)

第7条 診療等緊急業務手当は、大正診療所又は十和診療所に勤務する診療放射線技師が正規の勤務時間外において緊急の呼出しに応じて診療等の業務に従事したときに支給する。

2 診療等緊急業務手当の額は、診療等の業務に従事した勤務1回につき3,000円とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 27 号

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

四万十町地域包括支援センター条例（平成18年四万十町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「名称及び」を「センターの名称及び」に改め、同条の表中「西部支所」を「大正支所」に改め、同表に次の項を加える。

四万十町地域包括支援センター十和支所

四万十町十川145番地 3

第 4 条中「所長及び」を「、所長」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

四万十町オートキャンプ場条例（平成18年四万十町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 3 条 オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1） オートキャンプ場の利用の許可に関すること。
- （2） オートキャンプ場の利用料金の収受に関すること。
- （3） オートキャンプ場の利用の取消し、停止又は制限に関すること。
- （4） オートキャンプ場の維持管理に関すること。
- （5） その他オートキャンプ場の管理に関し町長が必要と認めること。

第 5 条中「しない」の次に「ものとする」を加え、同条各号を次のように改める。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） オートキャンプ場の施設、附属設備等（以下「施設等」という。）に損害を与えるおそれがあるとき。
- （3） その他オートキャンプ場の管理上支障があるとき。

第 6 条中「利用許可」を「利用の許可」に「利用を停止させ、又は利用許可を取り消す」を「利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限する」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1） 前条各号のいずれかに該当したとき。
- （2） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- （3） この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

第7条を次のように改める。

(利用料金)

第7条 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第8条（見出しを含む。）中「利用料」を「利用料金」に改める。

第9条の見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条中「既に納付された利用料等」を「既納の利用料金」に改め、「、指定管理者は」を削る。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条中「オートキャンプ場の施設又は附属する設備若しくは備品等」を「施設等」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設区分		利用単位	基準額	備考
オートキャンプ場	Aサイト（電源設備あり）	1区画1泊	5,000円	
	Bサイト（電源設備なし）	1区画1泊	4,000円	
	広場サイト	1区画1泊	3,000円	
	各サイト一時使用	1区画6時間まで	2,000円	デイキャンプ等
	サウナ	1人1回	1,000円	
	附属設備		設備の種類又は品目ごとに規則で定める額	

ケビン	1 棟 1 泊	16,000円	1 棟 4 人まで
		2,000円	追加 1 人につき
調理施設	4 時間まで	1,000円	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について

四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町北琴平町 8 番 18 号
株式会社 SHIMANTO TOWN STORY
代表取締役 高瀬 直史
2. 指 定 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第30号

中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について

中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町大正中津川 
四万十町大正中津川地区
区長 小野川 公也
2. 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

